

Challenger



県南大地から新たな農業経営スタイルの発信

農政部参事兼下都賀農業振興事務所長 清水靖夫

4月の異動により、下都賀農業振興事務所へ参りました清水でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

認定農業者の皆様には、日頃から農業の発展と農村地域の振興に御支援・御協力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、下都賀地域に甚大な被害をもたらした令和元年台風19号災害の復旧復興に当たっている最中、全世界を震撼させた新型コロナ

ウイルス感染症の拡大は、外出規制、施設の使用制限、イベントの自粛、学校の休業など社会経済活動に大きな打撃を与えています。県では、皆様の不安、経営や支援策等に関する相談窓口を設け対応させていただいておりますのでお気軽にお問い合わせください。

こうした中、今年度は、若者に夢を与え惹きつける、魅力ある農業農村の実現に向け策定した「とちぎ農業”進化”躍動プラン」の最終年度を迎えます。計画実現に向けICTを活用した効率的な水田農業の実現や魅力ある園芸生産の拡大、地域内外・農内外からの若手農業者の確保・育成、さらには交流人口の拡大による農村の活性化など皆様の御協力のもと取り組んで参ります。

今後、人口減少や高齢化がさらに進み、担い手だけで地域農業、農村を維持することが難しい時代の到来が想定されます。地域農業を持続させるには、地域の牽引役である皆様が主体となり、地域の将来を考え、話し合い、人づくり、地域づくりに取り組まれることが重要と考えています。また、新型コロナウイルス感染防止対策として国が示した「新しい生活様式」の実践は、農業経営においても生産だけでなく販売面なども含めたリスク分散を図る経営者としての資質の向上が求められます。皆様には、スペシャリスト派遣を行う「栃木県農業経営相談所」を活用するなどして、自立した農業経営の確立に向け「Challenge」していただきたいと思っております。

結びに、認定農業者の皆様には、経営改善の目標に向けて、創意工夫と実践に御尽力をいただくとともに下都賀地域の農業・農村の発展を御祈念申し上げ、あいさついたします。



自動給水栓



自動定植機（タマネギ）

作型を巧みに組み合わせた露地野菜栽培

小山市 増山光功さん

経営の概要

水稲7.2ha、麦4.2ha、ブロッコリー1.3ha(春作:50a、秋作:80a)、レタス1.2ha(春作40a、秋作40a、冬作40a)、かぼちゃ0.4haを栽培しています。

労力は、家族2名で行っていますが、露地野菜の作型を上手く組み合わせ、労働力の分散を図っており、露地野菜を中心とした農業経営を行っています。



作付概要

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ブロッコリー	▼ 春作 ■■■■■								▼ 秋作 ■■■■■			
レタス		▼ 春作 ■■■■■						▼ 秋作 ■■		▼ 冬作 ■■		■
かぼちゃ				▼ 夏作 ■■■■■								
水稲					▼ ■■■■■							
麦						▼ ■■■■■						▼

定植(播種) : ▼ 収穫 : ■

経営の高度化・効率化

年間を通して労働力の分散を図るため、栽培期間が重複しないよう品目と作型の組み合わせを検討しながら経営の発展に努めてきました。ブロッコリーとレタスの組み合わせは、収穫期間を分散することが可能であり、秋から春にかけて安定的に仕事をすることができます。近年は、夏期の作業が少なくなる時期にかぼちゃを導入し、年間を通して安定的な経営ができるような作付け体系にしてきました。

また、今まではブロッコリーとレタスの端境期にちょっとした暇な時期ができるため、それぞれの品種の検討を常に行い、作期の延長を図り、連続した収穫が継続できるよう努めています。

販売は、JAおやまブロッコリー部会で行っており、葉付きブロッコリーとして有利販売がされています。



今後の目標

経営面積は現状維持と考えていますが、ブロッコリーとレタスの作型を組み合わせた露地野菜中心とした経営を継続し、新しい品種を模索しながら年間を通して安定的に収穫・出荷できる栽培体系を目指して行きたいと思っています。

いちご農家による6次産業化の取り組み

小山市 株式会社篠原ファーム
代表取締役 篠原和貴さん

経営の概要

○経営面積

いちご45a とちおとめ：40a
スカイベリー：4a
ミルキーベリー：1a

○労働力

役員2名、正社員2名
常時雇用2名
臨時雇用1名



経営の発展経過

2009年に就農しました。就農当時は栽培面積38aでとちおとめを栽培していました。2012年からは「スカイベリー」を、2019年からは白イチゴ品種「ミルキーベリー」を導入し、現在では延べ45aまで面積を拡大しました。2013年には6次産業化の取り組みに伴い株式会社化し、正社員の雇用、社会保障の整備を図っています。高品質ないちご生産にこだわり、水分管理・温度管理には細心の注意を払っています。

経営の高度化・効率化

規格外品を有効活用したい思いから、加工品の販売を考え始め、2017年6月1日に洋菓子店「CheFraise (シェフレイ)」をオープンし、ケーキやジェラート、焼き菓子等を販売しています。6次産業化の強みを活かし、自社製の朝摘みイチゴをふんだんに使用したメニューが人気を得ています。規格外品もソースやジャムに加工できるのでロスが無くなり、生産面にも大きなメリットがあります。



今後の目標

今後は、ハウスの増築や高設栽培システムの導入、直売所の新規開設を予定しており、さらなる経営規模拡大を図っています。次年産からは、いちご新品种「栃木i37号」の栽培にも取り組む予定です。



県南地区で屈指の飼料自給率を誇る酪農経営で、牛も人も元気

栃木市 船田定夫さん

経営の概要

船田定夫(58歳)さんは、栃木市藤岡で奥様の晴美さん、後継者の友亮(ともあき)さんの3人で経産牛40頭の酪農業を営んでいます。

経営の発展経過

船田さんは、お父さんが昭和30年頃、現在の場所です。当時は、水稲・果樹(ぶどう)に酪農を加えた複合経営でした。船田さんは、昭和55年就農、お父さんと一緒に酪農に携わり、その後少しずつ増頭をしながら現在の規模にまでしてきました。その間、趣味の大好きなバイクの事故で大怪我をした時には、毎日の搾乳やえさづくり作業を近隣の酪農家の助けを借りて何とか乗り切ったり、また牛の疾病による生乳廃棄や経産牛淘汰などで日々悩んだ時期もありました。それでも、奥様の晴美さん、そして10年前に就農した友亮さんの親子3人でこれらの苦難を乗り越え、最近になってやっと安定して乳量が確保できるようになりました。



経営の高度化・効率化

船田さんの経営の特徴は、県内でもトップクラスの飼料自給率の高さです。船田さんの地域では、高齢化などにより農地の管理が困難になってきている農家が多くなっています。船田さんは、そのような農地の維持・管理を年々任せられるようになり、また、自分自身も飼料の自給率を上げようとしており、これらの農地での飼料生産を増やしてきました。現在では16ha(約70筆)の農地に、デントコーン、イタリアンライグラス、エンバクを栽培し、すべてサイレージに調製し給与をしています。

サイレージは、デントコーンも含めすべてロールベールサイレージに調製するので、安定した良質のサイレージができます。また、ロールに調製するため給与作業にも負担がかからず、そのため乳牛には十分給与ができています。

もうひとつの特徴は、定夫さん、晴美さん、友亮さん親子の仲がすごく良いところです。乳用牛の管理、飼料給与のやり方、餌づくりなどでは、お互いそれぞれの思いがあり、必ずしも意見が合うことばかりではありません。そんな時でも、意見はそれぞれ言いますが、お互いを尊重する様子が大変心地よく感じられます。

今後の目標

農地を管理する担い手が不足する中、所属する酪農協(栃酪)や全酪連の指導を仰ぎ、地域から任された農地を有効に活用して良質の自給飼料を生産し、その飼料を活用しながら乳用牛1頭1頭の能力を最大限に生かす飼料管理を心がけていきます。



従業員で情報を共有し、労働環境の改善と作業の効率化

栃木市 舛田愛さん

経営の概要

品目：トマト（品種はマイロック）
 作型：越冬長期どり（8月下旬～7月上旬）
 栽培面積：115a（30a、30a、55aの計3棟）
 労働力：16名（固定給社員1名、パート職員15名）

労務管理の取組

①作業員のチーム分け

ハウス同士が離れているため、移動の手間を省くために作業者を3チームに分けています。チームごとにリーダーを配置して朝礼を行い、作業の指示やタイムカードの管理を任せています。

②情報の共有

当日の作業内容や注意点、職員の出勤状況、今後のスケジュール、その他連絡事項などを全員が情報共有出来るように、各ハウスにホワイトボードを設置して記入しています。

③作業マップの導入

ほ場マップに各自、作業が終わったところまでマーカーペンで記入してもらうもので、全体の進捗状況の把握に役立ちます。以降の作業計画も立てやすくなりますし、作業員間の引継ぎもスムーズになります。個人ごとの作業速度や癖の把握も可能です。

また、異常が見られた株は書き込んでもらうことになっているため、病害虫の早期発見・早期防除に役立っています。

④快適な作業環境作り

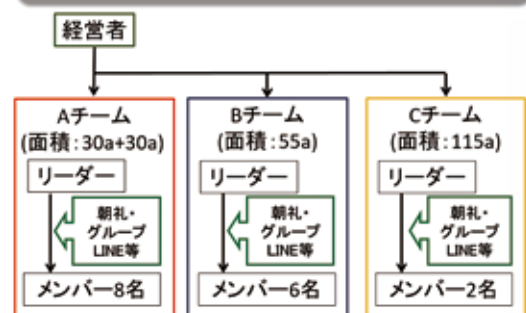
救急箱やゴム手袋など必要なものを備えています。また、熱中症予防のために貸し出しを始めた空調服も好評です。

女性のパートさんが多いので、着替えのための更衣室も用意しています。

⑤定期的な面談で円満な職場に

採用面接の時は作業体験をしてもらい、採用後のミスマッチを減らしています。勤務時間も3パターンあり、曜日によって異なる時間帯を選ぶことも可能なので家庭の事情などに合わせて働きやすくなっています。

また、定期的に個人面談を実施しています。一対一でコミュニケーションをとる機会を設けて職場の人間関係や作業の改善点を聞き取ることで、トラブルを未然に防ぐことができるので、円満な職場作りに役立っています。



作業マップ

対象職員	始業時間	終業時間
パート職員	8時30分	12時00分
		14時45分
社員	8時00分	16時00分
		17時30分

今後の目標

従業員一人一人の状況を把握し、無理なく、永く働いてもらえるように心がけていきたいと思ひます。

また、トマトの単価が低迷している今、単収を上げるだけでは経営改善は難しくなっています。トマトは、ハウス内環境の制御や見える化が進んでいますので、今後は作業と進捗状況の見える化をさらに推し進めて、無駄のない、バランスの取れた経営体を目指していきます。

人・農地プランの実質化 ～地区・集落での「話し合い」への参加をお願いします～

「人・農地プラン」は、今後の中心となる経営体や将来の地域の農地利用のあり方等を地域ぐるみで農業者が話し合い、その結果を市町が農地利用の設計図としてまとめたものです。

しかし、これまでに作成されたプランは、行政主導で作成されたものが多く、農業者等の話し合いを十分に行わずに作成したものも少なくないようです。そこで、国では、プランの「実質化」を定義し、それに向けた推進を図ることとしました。

人・農地プランの実質化とは

国では、次の①から③までの段取りを踏んで作成されたものを「実質化された人・農地プラン」と定義しています。

① アンケートの実施

対象地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

実質化の進め方

今年度中(令和3年3月末まで)に全地区・集落での実質化を目指しており、以下のとおり進めています。

① アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者(耕作者又は地権者)の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。→ 下都賀管内の市町では既に実施済みです。

② 現況把握(地図による見える化)

①の結果を元に、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」した地図を作成し、話し合いの場で活用。
→ 下都賀管内の市町でも鋭意作成中です。

③ 地域の徹底した話し合い

①、②を基に、農業者、市町、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が農地利用最適化推進委員等地域に精通した方の協力の下、5年～10年後の農地利用を担う経営体(中心経営体)の在り方を決めていきます。

(将来の農地利用を担う経営体になる人がいない場合には、新規就農者や入作を希望する認定農業者などの地区外からの受入れを促進することも検討します。)

→ 徹底的な話し合いができるかどうか、「実質化」達成の最大のポイントです。

④ 実質化プランの取りまとめ・公表

③の結果を今後地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の集約化に関する将来方針としてとりまとめ、市町が公表します。

認定農業者の皆さんへのお願い

各市町では、実質化に向けた取組みを進めていますが、一番重要なのは、いかに濃い「話し合い」ができるかです。そのためには、みなさんの出席なくては成り立ちません。今後、地区・集落の話し合いの場が企画され、開催案内があるはずですが、その際には、我が集落の将来の農業を考える1人として是非出席して、議論に参加いただきたくよろしくお願いします。



地図を見ながら話し合うと、盛り上がるよ。

『家族経営協定』のすすめ

栃木県では、夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を進めています。

農業経営において、「文書化」することは家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が発揮しやすくなります。下都賀管内では987戸（令和2年3月現在）の農業者等が家族経営協定を結び、それぞれの地域で担い手として活躍しています。

家族経営協定が活用できる制度上のメリット

- 認定農業者制度において家族経営協定の締結等を要件に共同申請が認められ、女性農業者や後継者ととも共同申請で認定農業者になれます。
- 農業者年金には、青色申告を行う認定農業者等と家族経営を締結する女性(配偶者)や後継者に対し、保険料について政策支援する制度があります。
- 家族経営協定の締結に基づき、要件はありますが制度資金の融資について女性や後継者が受けられる仕組みがあります。また、夫婦二人で就農したケースにおいても一定の要件のもと家族経営協定を締結した場合、農業次世代人材投資資金の一部（経営開始型等）で有利になります。



（出典：制度上のメリットは全国農業会議所「家族経営協定」新しい時代をひらく）

こうした各種の制度を活用する場合は、家族経営協定の締結内容に盛り込むべき一定の要件があります。家族経営協定締結についての相談窓口は各市町農業委員会です。また、各種制度の詳細については各市町農業関係課、下都賀農業振興事務所へお問い合わせください。

経営資源有効活用リフォーム支援事業の紹介

新しく農業を始める際の初期投資負担を軽減するため、経営を打ち切った農業者等から継承した**施設や農業機械**などの**修繕に係る経費**を補助します。

- 1 事業主体
 - ①経営資源を取得した認定新規就農者「本人」※1
 - ②認定新規就農者に「経営資源を譲渡する予定の農業者」※2
 - ③認定新規就農者に「経営資源を譲渡する前提で取得した農業協同組合」※2
 - ※1農業経営開始後3年以内であり、新規参入者又は新たな部門の経営開始者
 - ※2認定新規就農者に施設や農業機械を継承予定の農業者又は農業協同組合
- 2 補助率 1/2以内 上限150万円
ただし、畜産施設に関する修繕の場合は上限500万円
- 3 修繕対象 園芸施設、果樹棚、畜舎、農業機械等
※付帯設備の修繕や、ハウスの被覆資材等の交換も含まれます。
※倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリスト等の汎用性の高いものは補助対象外です。上記以外にも補助要件があります。



BEFORE



AFTER

新型コロナウイルス感染症対策及び支援策

ガイドラインに基づく対応

1 予防対策の徹底

- ①体温の測定と記録を行う
- ②発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、関係者への連絡と自宅待機をする
- ③息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上）には、すぐに関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保 多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒を行う
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃を行う

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- ①患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、保健所に報告し、対応について指導を受ける
- ②保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受ける
- ③濃厚接触者と確定された農業関係者には、14日間の自宅待機及び健康観察を実施する
- ④濃厚接触者と確定された農業関係者は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検する

3 生産施設等の消毒の実施

- ①保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施する
- ②緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施する

対応に伴う支援策

1 持続化給付金

- ①支援内容
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者に対し、個人に上限額100万円、法人に上限額200万円を給付
- ②申請：令和3年1月15日まで
- ③問合先：栃木商工会議所、小山商工会議所

2 高収益作物次期作支援交付金

- ①支援内容
 - ・高収益作物の次期作に向けた取組に対し、基本単価5万円/10a
 - ・次期作に向けて「新たに直販等を行うためのHP等の整備」などの取組を行う場合に、2万円/10a
 - ・高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり2,200円
- ②公募：随時
- ③問合先：各農業協同組合、各市町農業再生協議会

3 経営継続補助金

- ①支援内容
 - ・経営の継続に向けた取組に対し、補助率3/4（補助上限額100万円）
 - ・事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策に対し、補助率定額（上記の補助額が上限。ただし50万円まで）
- ②公募：9月中旬～10月中旬
- ③問合先：各農業協同組合、栃木県農業経営相談所 など

4 その他支援策は「新型コロナウイルス感染症対策支援」などでHP検索

認定農業者協議会通信

地区認定農業者協議会定期総会・役員紹介

4月23日に予定しておりました令和2年度下都賀地区認定農業者協議会定期総会が「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため書面での決議となり、新役員が承認されました。新役員の方々は下記のとおりです。（敬称略）

役職	氏名	所属
会長	鈴木 進吉	壬生町認定農業者協議会
副会長	老沼 利治	野木町認定農業者協議会
会計	福田 洋一	小山市認定農業者協議会
監事	増山 貴明	下野市認定農業者連絡協議会
監事	小堀 貞雄	栃木市認定農業者協議会

アグリマネージメントセミナー開催計画

時期	部門	内容
8月	経営部門	経営管理全般、法人化、6次産業化等の個別経営相談会
8月	畜産部門	豚肉ブランド化視察研修
10月	いちご部門	栃木i37号の適正管理とICT活用推進
10月	畜産部門	下都賀地方畜産経営を考える研修会
11月	花き部門	枝物先進事例研修会
11月	トマト部門	下都賀管内現地検討会（栽培管理、最新施設）
12月	果樹部門	なし盛土式根圏制御栽培の整枝せん定等検討会
12月	露地野菜部門	ほうれん草収穫機実演会
1月	土地利用型部門	スマート農業視察研修

認定農業者制度の見直し

農業経営を営む区域が複数の市町村にまたがる農業者の申請が簡素化されました。

農業経営を営む区域		申請先	申請支援
単一市町		各市町	各市町
複数の市町村にまたがる	栃木県内		
	単一農業振興事務所	農業振興事務所	農業振興事務所
	複数農業振興事務所	栃木県経営技術課	主な営農地のある農業振興事務所
	複数都道府県		
	関東農政局内	関東農政局	
	複数地方農政局	農林水産省	

栃木県農業経営相談所

各種専門家を派遣し皆様の経営改善・経営展開をお手伝いします。（相談料：無料）

- 司法書士・・・法人化や相続の手續
- 社会保険労務士・・・労務管理、規則作成
- 法人経営者・・・経営者のスキル向上
- 中小企業診断士・・・経営診断
- 税理士・・・税務、資産の譲渡
- など

※詳しくは、各市町農政関係、各JA営農関係又は農業振興事務所まで問い合わせください。

しもつが農業経営塾の開催計画

事務所では、農業後継者育成のため、新規就農者を対象に「ニューファーマーカレッジ」を開催し、基礎的な技術の習得を行ってきました。その次のステップとして、就農してから3～5年目の、経営改善に意欲な若手農業者等に対し、「しもつが農業経営塾」を開催しています。5年目を迎える今年度は、経営や情報発信等をテーマに、7月から計3回、現地視察や講話を予定しています。

第1回	7月16日	先進的農業経営体視察研修（下野市） ・有限会社 海老原ファーム ・蘭のフレンズ
第2回	10月	情報発信力養成講座
第3回	1月	経営能力開発自主講座

栃木県農業大学校 令和3年度学生募集のご案内

1 募集人数

■農業生産学部 70名
※高卒後2年課程

農業総合学科55名

米麦、露地野菜、
施設野菜 [いちご、トマト等]
花き、果樹

畜産学科 15名

酪農・肉用牛・飼料作物

■農業経営学部 10名

いちご学科 10名

いちご

2 出願期間

■農業生産学部（農業総合学科／畜産学科）

○推薦入学試験：令和2（2020）年9月4日（金）～9月25日（金）必着

○一般入学試験（前期）：令和2（2020）年11月19日（木）～12月10日（木）必着

○一般入学試験（後期）：令和3（2021）年1月18日（月）～2月8日（月）必着

■農業経営学部（いちご学科）

○一般入学試験：令和2（2020）年10月9日（金）～11月9日（月）必着

3 試験実施日

■農業生産学部（農業総合学科／畜産学科）

○推薦入学試験：令和2（2020）年10月28日（水）

○一般入学試験（前期）：令和3（2021）年1月7日（木）

○一般入学試験（後期）：令和3（2021）年2月19日（金）

■農業経営学部（いちご学科）

○一般入学試験：令和2（2020）年12月6日（日）

4 試験実施場所

■栃木県農業大学校 宇都宮市上籠谷町1145-1

※お問合せ：栃木県農業大学校学生課（☎028-667-0711）

農作業中の暑さに注意！

- ・日中の気温の高い時間帯の作業は控える
- ・こまめな休息、水分補給を行う
- ・体調不良の症状がみられたら、すぐに作業を中断し休息する

災害に備える

毎年のように気象災害の発生が心配されます。

各市町ごとにハザードマップ情報がホームページに掲載されていますが、その時になって閲覧しようとしても繋がりにくいことが多いです。

日頃から、家族誰もがみられるところに置いておきましょう。

ホームページで閲覧できない方は、各市町に問合せすればマップを頂けますので、早めに備えておきましょう。

発行

栃木県下都賀農業振興事務所
栃木市神田町5-20

経営普及部 ☎0282(24)1101
FAX 0282(23)6563



下都賀農振

検索

